

掛川市訓令甲第2号

掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程（平成26年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

掛川市長 松井三郎

別表第1備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 1週間当たりの勤務時間が30時間以上の再雇用職員に係る年次有給休暇の付与日数は、勤務日数を5日とみなしてこの表を適用する。

別表第3の表を次のように改める。

職 種		月 給	時 間 給
一般事務		153,000円	940円
給食員		170,100円	1,050円
幼児教育指導主事		209,800円	1,290円
幼児教育士	3歳児から5歳児までの学級担任	198,900円	1,220円
	上記以外の者	188,900円	1,160円
業務員		198,400円	1,220円
保健師		220,100円	1,350円
その他特殊な技能、経験等を有する職		178,000円	1,090円

別表第4の6月1日の項中「1.225月」を「1.3月」に改め、同表12月1日の項中「1.375月」を「1.3月」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。